

相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 3 号

相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

相模原市社会福祉審議会条例(平成 1 4 年相模原市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、市長が行う。

第 8 条第 1 項中「児童相談所措置部会」を「児童権利擁護部会」に改め、同条第 2 項中「調査審議し」を削り、「児童相談所措置部会」を「児童権利擁護部会」に、「第 3 3 条の 1 5 第 3 項及び第 4 項」を「第 3 3 条の 1 5 第 2 項及び第 3 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 7 条の 6 第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 9 条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。